

第四章 内藤湖南の台湾論

本章は内藤湖南が台湾に滞在していた時期に発表した台湾言論を考察するものである。内藤湖南は台湾に渡る前、即ち台湾日報の主筆に赴任する前に、すでに記者に従事した経験を豊かに持っていた。

明治二十年（1887年）八月、内藤湖南は初めて大内青巒¹主宰の『明教新誌』編集者として採用され、翌年一月より同じく大内の『万報一覽』の編集責任者となった。明治二十二年（1889年）五月より、大内が主催した『大同新報』を編集することになった。ここまでの内藤湖南は大内青巒の下で日本固有の文化や思想を哲学や芸術などの形で考え始め、その文化的な民族主義者の骨組みを組み立てた。明治二十三年（1890年）十二月、志賀重昂²の紹介により、三宅雪嶺³の雑誌『日本人』の編集に加わり、文化や学術の立場から日本人と日本文化の特徴を強調し欧化主義を批判する「政教社」⁴の影響で、その日本国粹主義者の立場を次第に確立したと思われる。明治二十六年（1893年）一月、内藤湖南は陸羯南⁵の推薦によって当時に大阪朝日新聞社の主筆である高橋健三⁶の下で大阪朝日新聞におけ

¹ 大内青巒、[1845～1918]仏教学者。宮城の生まれ。尚学舎などを創立し、曙新聞(あけぼのしんぶん)・明教新誌・江湖新聞を刊行。また、築地訓育院を設立し、社会事業にも尽力した。明治維新後、最大宗派である浄土真宗のリーダー大谷光尊の侍講になって仏教改革の一端を担った。明治22年(1889年)島地黙雷・井上円了らとともに天皇崇拝を中心とする仏教政治運動団体「尊皇奉仏大同団」を結成した。のち東洋大学長。

² 志賀重昂、[1863～1927]地理学者。愛知の生まれ。号、矧川。三宅雪嶺らとともに国粹主義を主張、雑誌「日本人」を発行。諸外国を巡遊。著「南洋時事」「日本風景論」「世界山水図説」など。

³ 三宅雪嶺、[1860～1945]思想家・評論家。石川の生まれ。政教社を創立、雑誌「日本人」を創刊し、欧化主義と藩閥政治を批判。また、多数の社会時評・人生論などを発表した。文化勲章受章。著「我観小景」「真善美日本人」「同時代史」など。

⁴ 明治21年(1888)三宅雪嶺・志賀重昂・井上円了らが設立した国粹主義的文化団体。機関誌「日本人」を発行。

⁵ 陸羯南、[1857～1907]新聞人・評論家。青森の生まれ。新聞「日本」を創刊し、日本主義・国民主義の立場から政治批判を展開。著「羯南文集」「羯南文録」などがある。

⁶ 高橋健三、[1855～1898]美術家・民族主義者。美術の素質を持ち、西洋美術を日本に普及させようとしたが、明治政府の欧化を批判。明治22年10月に、岡倉天心と美術雑誌『国華』を創刊した。明治29年9月20日第二次松方正義内閣に内閣書記官長として政界で活躍した。高橋健三については『内藤湖南全集・第二巻』、〈高橋健三君伝〉に参照。

る働きが始まった。その時期には、内藤は高橋の影響で日本伝統的美術への関心を更に増し、そして、その中国文化との繋がりにも関心を示し、中国伝統文化やその歴史、加えて日清戦争の影響をうけ、中国問題にも全般的に着手し始めた。明治二十九年（1896年）十二月、内藤は朝日新聞を辞め、その翌年四月、台湾の行き、台湾日報の主筆に赴任した。

前述した記者生涯の経緯から見ると、内藤湖南が持っていた反欧化主義並びにその日本文化を中心に中国をめぐる東洋文化を向上させようとする志向が明らかにわかる。その記者生涯に続いて台湾日報の主筆を務めているうちに発表したものを考察しながら、そのアジア主義にある台湾観点というものは一体どの様なものであろうか、またそのアジア主義の思想と如何なる違和感が生じたのか、本稿では詳しく述べて見たい。

第一節 台湾植民の観点

明治二十七年（1894年）八月、日清戦争が勃発してから僅か三週間後、内藤は《所謂日本の天職》という一文を発表した。それによると、内藤は

「……故に我の清國と、事意外起り、而して竟に大角逐を見るの已むを得ざるに至りし者、釋して我實に命ぜらるる所ありて、其の天職を効す者なりといふ者あり、吾は即ち最も此の論を善しとす。……輕卒なる者、動もすれば輒ち謂ふ、支那の坤輿に在る、守舊の代表たり、而して日本其の旁らに國して、東洋進歩の先鞭たり、兩國の衝突は、守舊進歩二主義の衝突なり、我れ宜しく四億生口を驚醒して、諸を進歩に趨かしめざるべからず、是れ我が天職なりと……然るに支那の果して守舊の代表たると否と、未だ遽かに断ずべからざる者あり。」⁷

⁷ 内藤湖南、〈所謂日本の天職〉。『内藤湖南全集』第二卷、1970—1976年、P. 132。

と語り、日清戦争を偶然でありながら天の道であるという論調を支持した。しかしながら、当時流行っていた福沢諭吉の文明論のような、日清戦争を文明と守旧二勢力の衝突と考えた思潮に疑う余地があると反論した。内藤はまず東西交流史の角度から反駁した。

「何となれば支那の西洋に交通する、固より我より舊く……其の今日に於ける、彼も亦生員を派遣して、直ちに西洋に留学せしむ、何ぞ必ずしも我に介して而して之を学ぶの迂を為さんや。」⁸

つまり、西洋文明の伝わりは日本より中国の方が更に早く、今日における中国は西洋に留学生を派遣することもあるので、日本を介して西洋文明を吸収することのみは必要がないと言明した。それなら、日本の天職とは如何なることであろうか、内藤は有名な結論を導き出した。それは即ち、

「日本の天職は日本の天職なり、西洋の文明を介して、之を支那に傳へ、之を東洋に弘むるにあらざるなり、支那の舊物を保ちて之を西洋に售るにあらざるなり、我が日本の文明、日本の趣味、之を天下に風靡し、之を坤輿に光被するに在るなり、我れ東洋に國するを以て、東洋諸國、支那最大と為すを以て、之を為すこと必ず支那を主とせざるべからざる也。」⁹

要するに、中国は守旧の代表といっても、欧化主義から齎してきた西洋文明は万能のものではない。そして、日本の天職は、日本または日本文化そのものをこの世に風靡させることであり、その取り掛かる所は中国文化の復興にあることを疑う余地はない、と内藤はそう考えた。つまり、日本が東洋の使命を帯び、中国を中心とする東洋文明を改革しようとするならば、それは日本しか成し遂げられないことである。更に、日本は中国の代わりに東洋文明の新たな中心となりながら、一層世界文明の中心へ邁進す

⁸ 前掲、〈所謂日本の天職〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 133。

⁹ 前掲、〈所謂日本の天職〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 135。

るべきであるという日本の天職を示した。このように、内藤の考えの下で、新たなる植民地台湾はどのように位置づけられ、如何なる任務を付与されたのか、内藤の台湾論述から見ればそれが明らかになる。

1-1、台湾認識の視座

内藤は台湾へ渡る前に既に台湾の安定と改革に関心を持っていた。明治二十九年（1896年）九月、大阪朝日新聞に《台湾守備隊の失職について》¹⁰を發表し、当時台湾に駐在していた守備隊の苦境を訴えたのみならず、台湾という日本帝国初の植民地に対するマイナスイメージも見せた。しかしながら、内藤は台湾に着いてから三ヶ月後《須らく誤解を正すべし》を書き、台湾の現状についてこう述べた。

「……豈にかの瓦屋櫛比、街路廣闊、内地小都会の及ぶ所にあらず、而して其の要区、全く内地人の開張せる店舖に充され、人車旁午織るが若く、殆ど小浪華の觀あり、街衢清潔にして、その暑熱も亦臺北が最も不順の地たるを以てして、室内百度に上らず……」¹¹

それは当時内藤の目から見た台湾であった。彼は当時台北の繁栄をまるで小浪華（現在大阪市一帯）のようだと称し、瘴癘の郷というマイナスイメージを一転して、日本統治後の台湾現状を大きく美化した。優秀な人材を内地から誘い寄せるために、内藤はその社説を通して、これまで日本人が台湾に対して抱いていた瘴癘悪地のイメージを転換しようとし、台湾統治の清流を齎せるように心待ちにしていた。

確かに、日本人にとって台湾は異郷であり、風土における違和感の他に、匪賊という抗日勢力は優れた人材に來台の意欲を取り消させるはずである。しかし、台湾領有後から二年を経た明治三十年（1897年）に、内藤は自分の目を見た台湾を改めて内地に紹介しようとし、世論における台湾に

¹⁰ 前掲、〈台湾守備隊の失職について〉。『内藤湖南全集』第一卷、P. 406-408。

¹¹ 前掲、〈須らく誤解を正すべし〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 383。

対する誤解を解こうと意図する。しかし、明治三十一年（1898年）の新年に発表した《明治三十一年の台湾》という一文の結論に、「暦新年に入り、春光熙々、遐裔の邦、瘴癘の地も、亦皇澤の光被する所たるを覚ふ……」¹²と、内藤の台湾認識は明治三十一年（1898年）に入ってもいまだ瘴癘之地という印象から離脱してないことがわかる。青江舜二郎は当時の内藤湖南の心境をこのように語った。「……内藤にはこの熱帯的風土がどうにもなじめなかったようだ。土着民や生蕃が彼には気味がわるかったろうし、軍隊、警察、官僚、一と旗組の日本人たちがむやみにいばりちらして、住民たちに乱暴をするさまも見ているにしのびなかった」¹³。実は内藤が《移風易俗の一策》一文に「かの殺風景なる臺土の無聊に苦しむ官人の家眷が……」¹⁴といったものがあるが、それは多少なりとも内藤湖南の台湾における当時の心境を反映したであろう。それゆえ、以後の文章においても幾度も台湾を南荒と称したりした事もあるため、台湾は化外之地であるという印象は内藤湖南または日本知識人の認知において到底一変できないものだったと判明できる。

1-2、その植民地理論

実を言えば、内藤湖南の植民地理論はその「日本の天職」という論調から延長したものであると言っても過言ではない。《台湾政治の大目的》という一文において、内藤はまず世界文明の中心にある民族が言わば天に選ばれて文明宣布の責任を担う者であると言明し、次のように述べた。

「而して迭隆迭替、當時に在て其の地位最も便宜を占め、其の蓄力最も重厚を致せる者、乃ち當時開化の中心として、人道と文明と、宣布の任を荷ふ。……而して三四百年來、斯の任實に歐西人に降る……其の文明の宣布は、實に其の勢力の張大に伴ひ、商工貿易、兵戈

¹² 前掲、〈明治三十一年の台湾〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 420。

¹³ 青江舜二郎、『アジアと内藤湖南』、1971年、P. 181。

¹⁴ 内藤湖南、〈移風易俗の一策〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 390。

侵略、凡そ其の利を逐て遷往する所の処、亦必ず其の文明の惠澤を以て并せて被らしめざるなし。」¹⁵

要するに、内藤の考えは、文明開化の大任を担っている者は即ち世界の強権であり、其の文明開化の過程に伴う勢力の拡張と利益の獲得は経済と武力の形で行うのが当然であり、侵略されたところは必ず強権の文明に支配されるのはいうまでもないことである。今までその大任を果たしてきた西洋人はこのよう者である。それでは、現在日本の興隆は如何なることを意味するのか、内藤はこのように語った。

「近日に至りては、則ち我が工業の発達は、亦彼の頗る恐怖を感じる所にして……黄人の侵襲、此の一語、彼等をしてかの土耳其人、蒙古種が襲来の當時を追想せしむるに足る、而して此れ或は竟に事實たらんとす。……此に知る、我が興隆の運、或は将きに天の選ぶ所たらんとす、而して其の境を拓て異種の民と接触するは、實に臺灣より始まれば、即ち臺灣の経営、決して軽々に視ること能はず。……其の大任を行ふに當ては、則ち其の報償せらるる所も亦大ならざるを得ず、其の進行の路を沮格するあるが若きは、斷然の処置、之を干戈に決するを妨げず、我が清國に加ふる所以の者、其れ然らずや。」¹⁶

つまり、徐々に勢力を拡大してきた日本が既に欧米の強権地位を脅かしており、これから未知の将来にかけて欧米に代わって新しい強権になる可能性は高い。そのため、植民地台湾の獲得は恐らく天運であろうと内藤は示した。また、「天の列國民に任ずるや、時ありて選んで而して寵命降す」¹⁷と、即ち選ばれた者は偶然ではなく、一旦選び抜かれたら、その文明宣布の重任を背負わざるを得ない。故に、日本はその文明宣布の大任に堪え

¹⁵ 前掲、〈台湾政治の大目的（三）〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 405-406。

¹⁶ 前掲、〈台湾政治の大目的（三）〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 406。

¹⁷ 前掲、〈台湾政治の大目的（二）〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 404。

るか否かということを見越すならば、まず植民地台湾の経営を試行しないとわからない。それは内藤が断固として台湾へ渡った主な原因ではないかと考えられる。

また、内藤は清国を文明宣布の障害と見なして、日清戦争を順当であるとすると同時にやらざるを得ない使命と位置づけた。言い換えれば、内藤は堂々と日清戦争を正当化してしまい、台湾の領有を文明宣布の第一歩と明言した。台湾の獲得は正に大事であったと言明した。

「且つ臺灣割取は、決して廉価にして之を購得せるに非ざる也、豊島開仗より臺南平定に至るまで、一年有餘の日月を費し、人を殺すこと萬千、帑を糜すること鉅億、而して遼東の地は三國の違言に失ひ、剩す所は僅かに臺土あり、國民が之を珍重して、其の南方經略の根據とし、其の利業興起の美壤とし、大なる希望を属せしこと、一日の故に非ざる也。」¹⁸

ここでは内藤は「其の南方經略の根拠とし、其の利業興起の美壤とし」と言及し、台湾領有を文明宣布の使命と定義したのみならず、殖産興業と国防要地としての役割についても考えていた。それなら、内藤湖南の考えにおいてはいずれが台湾統治の中心路線であろうか、〈変通なき一視同仁〉という一文にその答えが詳しく見える。

「且つ新領土經營の最大目的は、その本國に於ける剩多の人口を溢せしめ、其の本國に於て興し難き産業を興起するに在ること……今一視同仁制の經營は、則ち動もすれば其の惠政を布くの美名を贏得せんが為に、此の最大目的をも犠牲にし……必ず當に一大問題となるべき事件なりとす。」¹⁹

¹⁸ 前掲、〈台湾政治の大目的（四）〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 408。

¹⁹ 前掲、〈変通なき一視同仁〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 395-396。

つまり、台湾経営の最大目的は日本人口過剰問題の解消と新産業の開発にある。しかしながら、内藤は台湾総督府がその台湾経営の最大目的に従って、かえって目の前にある表面的な功績を追求することに陥ったことを非難し、台湾の経営における全ての政策の実施は本国即ち日本帝国の利害を慎重に考量した上で行うはずである、と不満を表した。そのように、内藤は当時政局がまだ安定していないうちに台湾総督府が採用した懐柔策と一視同仁策に激烈に反対し、強く日本帝国臣民の利益を庇っていたことを示した。

従って、内藤湖南の台湾における植民地理論は以下の通りで見い出せるであろう。

「之を要するに日本が臺灣の土を領し、臺灣の民を得る所以の者は、其の天錫の寵命を享けて、臺灣の土宜を啓發し、天物を完好にし、天職を奉行するにありとせば、その一時の便宜、姑息の撫愛の為に、當行の大主義を挙げて而して三百萬土人の放慢なる慣習に徇ふるは甚しき左計と謂はざるべからず。夫れ既に両民族の相接触するあれば、則ち優等種族が劣等種族に向つて感化を与ふるは自然の理勢にして、其の進路を利導するは、實に文明の播敷を速かにする。」²⁰

要するに、日本は既に天意に従って台湾における人民や土地等を獲得したとしたら、力を尽くして文明宣布という天職を果たすべきであり、決して統治便宜の為に文明宣布という天職を犠牲してはならないと表明した。そういったものは正に内藤湖南の台湾における植民地統治の基礎理論であると考えられる。

²⁰ 前掲、〈台湾政治の大目的（四）〉。『内藤湖南全集』第二巻、P. 407。

第二節 台湾植民地移民論

台湾の割譲が既成事実となった後、これからどの様に台湾を統治したらいいのか、当時日本では朝野を問わず台湾に関する様々な統治策を練りだしていた。勿論、内藤湖南はその中の一人であり、しかも彼もまた戦火の脅威に身をさらして台湾に長期滞在したことがある少数の者である。従って、内藤の言論には多少の説得力があり、確かに詳しく探求する価値があるものではないかと考えられる。本節では、筆者は内藤湖南の植民地政策における「民族」の部分について討論してみたい。

日本人は台湾人にとって疑う余地なく異民族、侵略者であると同時に新しい統治者である。それは清国の棄民とされた恨みを強く持っている台湾人と、日本人の両者が一旦突き当たると、必ず日本の台湾統治に予知できない化学変化を起こすに至らせる。では、内藤湖南は台湾において当時の統治者であった日本人としてその各民族の間にある違和感をどの様に考えていたのか、現在から歴史を顧みることによって、内藤湖南の見解を検討してみたいと思う。

2-1. 内地移住者－文明使命論

前述したように、内藤湖南は台湾渡来の前に既に民族主義的思想を持って新聞界で活躍していた。従って、彼が台湾に渡来した後に唱えた民族に関する論調にはその日本人優先と異民族を「日本人化」させるという目的が明らかに見える。内藤は自分の同胞である来台した日本人（以下は内地人と称する）と台湾人、その両民族それぞれの役割をこの様に確かめた。

「且つ看よ、歐州諸強國の殖民地を海外に有する者、何れの政府か其移住民を保護して、之に便宜を与へ、之と共に殖民地を維持して、其の利業を興すを勉めざらん……土人を撫恤するを以て務と為すと雖も、而かも其善政美法なる者は、亦實に移住民の利益を外にし

て、獨り土人の為に謀りしに非ざる也……故に土人を挙げて政治に参せしめざるに非ず、而かも政權の中樞は常に移住民に在り、移住民が便宜とすべき範疇を造りて、土人をして自ら這裏に入り来らしむるを主とす……」²¹

それによると、内藤は欧米の先例を念頭に置き、日本が台湾の殖民地統治を行う時に内地人との連携や協力などがうまく進んで一緒に殖民地を維持していけるかどうか、がこれから一番重要な課題であると関心を示した。そして、日本から移住した内地人は今後日本の台湾統治において大変重要な役割を演じるので、台湾総督府は殖民政策において殖民地の人民を慰撫しても決して日本または日本人の利益を損してはいけなると述べた。内藤は更に中国史における周朝の滅亡を戒めとすべきであると言及した。

「今乃ち懦弱なる周人の口吻に倣ひ、動もすれば懷柔を以て辭となし、周人の犬戎に亡ぶる者は、實に懷柔二字、其の根本の大病たりしを知らず。」²²

ここに至ると、内藤はきっぱりと内地人の利益を護るべきであることを飾り気のない言葉で台湾総督府に遠慮なく直言したい気持ちが明らかになった。この様に、台湾総督府が統治初期において便利を図るために実行していた懷柔策に臨んだ内藤が、それに反発した事は敢えて驚くべき事ではない。

「果して三百萬土人の為めの故に、臺灣の政治を行ふとせんには、是れ其の二十七八兩年間、数千の人命を殞し、一億數千萬の國帑を糜し、而して更に年々民政費數百萬円を投入して、此土の經營を為す所以の者は、盡く是れ三百萬土人が清國秕政の下に呻吟するを愍で、而して此が為めには本國民の負擔を増すをも避けずといふに在ら

²¹ 前掲、〈台湾政治の大目的（二）〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 403。

²² 前掲、〈台湾政治の大目的（四）〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 408。

んか。……此時に当たり、戦勝の結果として、二千五百餘方里の土を得、何人か其殖民政策の實行、以て剩餘の人口を溢出するの恰好方土たるを相望せざらん。……之を内地に比するに、猶ほ以て数百万を容るるに足る、當局をして近世殖民政略の主義を熟知し、而して迂空の高論に眩せざらしめば、此の新領土や、豈に以て近年本國の患たる戸口蕃息の趨勢を紓ぶるに足らざらんや。」²³

要するに、台湾の獲得で犠牲にされた一切のものは果たして誰のためなのか、それは疑う余地はなく、決して台湾人のためではない。従って、現在台湾で実行されている植民地政策は本来本末転倒のことであったと内藤は激しく批判し、台湾植民地経営の最大目的、即ち日本本国内における人口過剰問題の解消を常に重ねて宣言した。ここまでを検討してみると、内藤は台湾の領有はまさに台湾人に文明という光を浴びさせること、いわゆる文明宣布のためなのかと改めて問い直せば、なお考えなければならないことは多いように思わせる。

それでは、台湾における内地人は本来保護されたり、その利益を維持されたりするはずであるとしたら、内藤は《革新雜議（三）移民に対する措置》²⁴という一文でそれについて台湾総督府に以下の具体策を提案した。

ア、「内地人居住地域画定の必要」

内地から赴任してきた官吏や他の商工業者が日増しに増え続けている実態が明らかになった台湾では、日本人の生活問題が最も解決しなければならないことになった。従って、それについて内藤は現在台湾に於ける内地人が台湾人と雑居している実態は不適當であるが、内地人の台湾への土着化という予測は恐らく近いうちに現実になると断言した。

「……土着の勢は、自然に成立せんとするに非ずや……規律ある行政、整理せる社会に慣れたる内地人が、土人と混処して、かの未開にして簡樸なる土風行政の下に支配せられ、紛雜にして汚穢なる土俗社

²³ 前掲、〈台湾政治の大目的（一）〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 402－403。

²⁴ 前掲、〈革新雜議（三）移民に対する措置〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 428－430。

會の中に生活せんことは、頗る堪へ難き所とすべきのみならず、混
処の結果は、進歩せる内地人をして、枉げて未開の土風に徇するの
已むを得ざらしむに至らんことを恐れる……」

そうすると、それに応じて先に着手しなければならない事は移住してき
た内地人の戸籍と地籍を確立して、それから内地人居住地域を画定するこ
とである。内藤はその必要が確実にあると主張し、彼の考えでは内地人居
住地域とは排水、道路、衛生や他の公共施設を全て備え、地域内における
全ての建物に制限を設けて現在台湾における台湾人の狭くて粗末な店屋
を一切禁じるというものである。そして、地域内に町内事務所のような組
織を設置しておき、合議されてきた地域内の行政を執行させ、低級な裁判
権も与えてある程度の自治をさせる。

つまり、地域内における全ての生活形態をできるだけ内地を模倣し内地
に追随し、その住民はいうまでもなく、主として内地人であるが、台湾人
はもしも内地人と同じ社会状態のレベルに達するならば、又均しく居住を
許される。また、地域内の商工業者に雇われた台湾人はその地域内の居住
ないし生活が禁じられ、地域の近くに在る者は付近の辦務署に帰属して特
殊な管理に属させるが、元々台湾人の町に居住している者は他の台湾人と
同じく、文明の恩沢を浴びさせない。ここから内藤湖南の民族差別主義が
わかる。

法制度面では、この地域内の住民は殆ど内地と同様の憲法、法律の下で
その権利を保障されたり、国家の恩沢に浴したりすることができる。その
上、西洋人との雑居地と為すことも可能であるので、それを模範行政区と
定め、他の地方にも文明的施設と国家的恩沢を得られるように模範行政区
となる事を目標とさせる。最後に、それによってこの制度は百年後台湾全
島に行われることができるよう内藤はその構想を企てている。

イ、「台湾の農村地への内地農民の移住を主とすべきである」

日本は台湾を領有した際に、既に海外移民の風潮があり、ハワイ、豪州、
南米などへ移民を奨励したため、日本の近くにある新領土である台湾を更
に無視するわけにはいかないと内藤は強調した。彼によると、台湾はたと

え土地の開墾や人口密度などが内地の東北地方に劣らないが、台湾人の給料は内地に比べて低いので、政策が整えば台湾は近いうちに日本人の新楽土と為すことができるだろうと期待されていた。

ウ、「屯田組織による生蕃界の墾拓は必行の事業なり」

内藤は自然資源に富む蕃界の開拓はやらざるをえない事業であると明言し、屯田組織によって行うことはその最も相応しい方法であると考えた。内藤によると、「怯懦なる支那土人」すらも、なお武器を備えて開墾に従事することに堪えたのだから、由来「精悍にして兵を好む邦人」が屯田組織によって蕃界の開墾を遂行し得ざる理由はなし。それゆえ、内地の過剰人口を移して樟腦業者と羽翼し合い、その開墾に従事させれば、開墾によって得られる利益だけではなく、蕃人の侵害や付近匪賊の騒乱を禁圧し、加えて有事の日にも数万の兵士を得て全島防御の便利にもなる。

以上の言説は内藤湖南が台湾総督府に建言したものである。これらを通して日本からきた内地人が台湾に土着することは必然的な趨勢であると内藤湖南は隠し立てしない言葉で直言した姿勢が分かる。それにしても、内地人が日本で賦与されている固有の権利を保障する為に、内地人と台湾人の間ははじめをつける必要があり、それは即ち、内地人の居住地域において内地のような文明的社会を造り、文明的待遇を享受させることである。それを相対的に見ると、台湾人は差別され、また放置されることになった。

2-2. 台湾住民一同化論

異民族である漢民族（以下は台湾人とする）は日本民族主義者とされる内藤湖南の目にはどの様に映されていたのか、これはまさに興味を引かれる問題であると考えられる。前述したのように、日本人は文明宣布の使命を担って台湾を領有したわけであり、つまり、全体の台湾人民に文明化をある程度達成させるために台湾を統治したのである。而して台湾人に文明の便宜を享受させるとしたら、まず台湾人民の現実的な状況をよく把握した上でようやく働きかけるべきである。それに対して、内藤は次のように語ったことがある。

「臺民が生蕃一般、非常の劣等なる種族にあらざること、吾輩も亦之を知る、然れども其の久しく肆慢なる支那政治の下に放飼せられ……其の風俗習慣に至りても、生活状態を品位あり、高雅なる地位に保つことを肅しませず……其の純潔なる天良を保持する至大の人道は、未だ曾て少しくも顧念せず、國家の觀念なく、惻隱の至情なく、唯利と名とに之を趨る。」²⁵

要するに、内藤湖南の目にある台湾人は未開化の野蛮人ではなく、むしろ中華文明の下で墮落してしまつた民族である。従来台湾は「化外之地」として清國政府に放任されつつその島民が生命財産を責任がある政府に托し得ず、自力で必死に生命財産を庇つて暮らしてきたので、愛國心や惻隱の情等のようなものが薄いともいえるであろう。従つて、内藤の主張のように正しい方法によつて台湾人を文明化するわけである。しかしながら、文明的制度を実施する前に、その愛國觀念の養成、その生活品位の向上等を向上させずに突然文明制度を与えると必ずいろいろな問題が出てくる。それに関して、内藤湖南は《移風易俗の一策》²⁶という一文で自らの意見を示した。内藤は当時台湾總督府が採用した懷柔策といつた施政に極めて不満な姿勢を見せ、特に懷柔策の中で紳章の授与と辮髮纏足等風俗習慣の放任を強く非難した。

「但だ夫れ總督府が土人優待の法に急にして、紳章を授與するの舉にさへ出で、乃ち其の紳章を帯ぶるの人が、辮髮胡服、外國人の文為に従て……或は上京して諸大官に交遊するを怪しませず、受くる者已に外國勳章を贈與せられしが若き思致あり、授くる者又必ずしも外國人に贈りしが若き意境なくばあらず……」

そのような懷柔策を採用した結果、本当に台湾人を内地に同化させることができるのかという点について、内藤は明らかに同化できるとは思わな

²⁵ 前掲、〈変通なき一視同仁〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 395。

²⁶ 前掲、〈移風易俗の一策〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 388－390。

かった。また、台湾に於ける辮髪や纏足等の風俗習慣について、内藤は政治的な観点からそれを見た上で、とりわけ纏足が文明的、人道的な立場から確かに不適當であると強調した。更に悲しいことに辮髪や纏足等の風俗習慣は台湾総督府の統治を脅かさないためそういった悪習を放任してしまったのである。それゆえ、内藤は纏足という風俗習慣は必ず禁止しなければならないとした。一方、辮髪というの風俗習慣と紳章の授与問題に関して、内藤は以下の具体的な対策を立てた。

ア、「紳章授与の代わりに邦俗礼服の授与に」

台湾総督府は既に紳章を賜与したことで個人的な功績を重視する姿勢を表したので、これから勲功がある者には紳章の代わりに羽織等和式礼服を授与し、また国語学校の優秀な学生にも質素な和式礼服を与える。このように、彼等に和式の服を着せ、辮髪の存在に甚だ違和感を感じさせた上で、自ずから断髪をさせるべきである。今各地の県庁と辦務署に数名の台湾人参事を置こうとしているが、それらの台湾人にも和式の服を与えれば、同様な効果が得られるはずであろう。

イ、「内地からきた顯官の家眷も臺土経営の一大功効を挙げられる」

上述したものの他、総督、民政局長、県知事及び庁長のような顯官の中でその家眷を連れて来る者は、時々その夫人に台湾望族の家眷を招待させたり、なるべく邦服を贈らせたりする方が宜しい。その中でも特に「其の女孩の若きは親しく之を撫愛して、其の邦俗に變ぜんことを慫慂せば、以て土人閨閣の風を改めて、真成室家の習を浸潤せしめ、大いに風化に効あらんこと疑なし。」であり、そうすることによって、「かの殺風景なる臺土の無聊に苦しむ官人の家眷」も臺土経営の一大功効を挙げられるであろう。

この二つの対策から見ると、台湾人に対して激烈で強制的な手段をとって教化すること、或いは現在台湾総督府の施政における懐柔と放任の政策は何れも結局は失敗に至ることは間違いない。台湾総督府が採用すべきなのは漸進的な同化政策であり、そして、それは台湾人を一定程度の社会的水準に達成させた上で一視同仁を以て内地人と同じような文明の恩沢を浴びさせるべきであることと考えられる。内藤は同化政策についてこういった風に示した。

「吾輩は謂ふ、臺民にして果して竟に我が内地人と並で文明の域に入るべからしめば、其陋俗を變じて内地人に同化するを難んずべからず、抑も必ず保護愛撫を俟て、纔かに其の氣息を繋ぐべしとせば、彼れ竟に發達の望あることを得ず……」²⁷

つまり、台湾人を内地人と同じ様な文明の境界に入らせれば、台湾を内地に同化することは比較的容易となり、それゆえ今至急にやらざるを得ない課題は台湾人を文明の境界に入ることができる最低限必要なレベルまで到達させることである。従って、現在台湾総督府の施政には根本に誤りがある。これが正に「変通なき一視同仁説」である。内藤が指摘したものには、たとえ懐柔策が成功したとしても、「三百萬土人、獨りその財産生命の安全の為に、斯土に戀々し、其の心は則ち其の頭髮服制と共に、猶ほ大陸の舊邦に在り、兵士と警察との力を勞して、其の服従を保するに過ぎずとせば、臺灣割讓の利たるや、亦大だ心細からずや」²⁸であり、そのため今断然と台湾人に文明的施政をしているのは無駄なことのみならず、かえって植民地經營の目的を犠牲にして内地人の利益を損う恐れがある。その最も根本的な原因は現在の台湾人には未だ文明を有する資格はないということである。故に、台湾人をそこに到達させるまで、政治上、司法上、更に生活上において内地人と区別をつける必要があるため、日本の文明宣布の使命は暫く延期されることにするであろう。内藤湖南は更に次のように強調した。

「是故に我が内地人の如き遷りて臺土に来る者、臺人の慣れざる所を以て、強いて而して之を習はし、驅りて之を内地人の範疇に容れんとするは、手段の酷に似るあるも、究竟土人の為に見を起す、その一時内地人の利益を以て標準とするもの亦竟に土人の利益たらずんばあらず。」²⁹

²⁷ 前掲、〈台湾政治の大目的（三）〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 407。

²⁸ 前掲、〈台湾政治の大目的（四）〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 408—409。

²⁹ 前掲、〈台湾政治の大目的（四）〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 407。

言い換えれば、内藤は台湾経営の最大目的は日本または日本人のためであると重ねて唱えたが、最終的利益を有するのは台湾人であると強調した。実は歴史を回顧してみると、約五十年間における日本植民地統治は台湾その土地の人民に、一体利益を与えたのか、それとも害を齎したか、深く考えなければならぬと考えられる。

第三節 台湾植民地経営論

内藤湖南その植民地統治論の核心は即ち健全な日本植民地体制の建立である。しかし、彼は台湾にきて日本へ帰るまでの約一年間のうちに日本の植民地体制は終に完成されず、混乱のままであり続けた。勿論、植民地体制の建設は短期間のうちに取り組まれることではないが、問題の根本は台湾の統治方針がぐずぐずと未定のままであることにある。本節では内藤が台湾における全面的な統治策に対して発表した建言をめぐり、内容を行政、地方行政の組織、司法、財政、交通と治安にわけて詳しく検討してみたい。

3-1. 行政

《明治三十一年の台湾》という一文で、内藤は「抑も臺土の治め難きの區たる、臺民の馴らし難きの俗たる、清廷の時、已に久しく之を明らかにせり」³⁰と語り、台湾の経営は清朝以来既に大変行き詰まっていた実情を世に見せた。故に、内藤湖南は当時の台湾総督府に顕著な治績がないことに必ずしも厳酷な論難をしなかった。しかし、それでも内藤はやはりその台湾経営の難題を詳細に分析して指摘していた。台湾総督府初の民政局長

³⁰ 前掲、〈明治三十一年の台湾〉。『内藤湖南全集』第二巻、P. 417-420。

であった水野遵が日本へ帰る直前に書いた《水野前民政局長を送る》³¹という一文に内藤は当時の台湾経営が行き詰っている原因を分析した上で次の二点に帰納し、水野前民政局長の境遇にも同情を示した。

「凡そ殖民地の治績、何れの邦か始めより成功せる者ある……況んや其の地は瘴癘の郷、かの官役の為に来る者、皆必死を冒さざるなし、又戦役の後を承けて、無頼の徒、一時を徼倖する者、雜然紛然、蓋し皆是なり……何人をして局に當らしむとも、豈に清廉敏活の才能を網羅して、能く此土に將る來ることを得べけんや。」³²「加ふるに中央政府の臺政に關する方鍼、亦茫として知るべからず、民政の任に在る者の亦實に手を措くに難き所なるを以てす。」

要するに、問題となったのは「優秀な官吏を招き難いこと」と「台湾の施政方針の未定」その二つである。「優秀な官吏を招き難いこと」については以下の叙述で当時の実況がわかるようであろう。

「領臺後未だ幾許にもならず、僅か二年許りにして臺灣官場に醸成した幾多の問題は世を擧げて臺灣官吏攻撃を聲と化せしめたのである……然るに獨り臺灣官吏のみ世人の論難攻撃を受け罵詈惡評至らざるなきは、如何なる譯であらうか……世人動もすれば曰く、臺灣官吏は内地の食詰め者にあらざれば無能力であり、無頼漢にあらざれば老朽者である、と凡そ是等官吏の不適任を表現する文字は臺灣官吏に冠せられてゐるやうである。」³²

それゆえ、内藤は前述したように才能がある人材を招くために嘗てわざわざ台湾の現状を美化して日本における台湾言論を反駁しようとし、また明治三十年（1897年）七月民政局長更迭の際に「聞く近日臺官優遇の制

³¹ 前掲、〈水野前民政局長を送る〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 385—387。

³² 大園市藏、『台湾裏面史』、日本植民地批判社、1936年、P. 206。

當さに立てらるべく、能者を待つのも亦漸やく備はらんとす」³³と、台湾官吏の優遇措置によって来台官吏の質を高めるという台湾政局の一新に大きな期待を託したが、その効果は明らかに著しくなかった。明治三十年（1897年）十月頃に当時の乃木総督の台湾状態に関する談話には官吏についてこのような話があった。

「官吏の腐敗是れ寧ろ言ふに忍びない、日本國の面上に泥を塗る者は實に是等の腐敗漢である。彼等は身に礼服を纏ひ役所に出て、こそ勿体らしく構ふるけれども閑居の際は其の醜見るに忍びず……臺灣人は西洋語こそ多く慣れてるないが、日本人よりは礼儀廉恥に於て寧ろ優る所がある猶ほなんぞ彼等の未開野蛮を説くに足るであらうか。」³⁴

つまり、一向清廉を以てよく知られた乃木総督は台湾官界における腐敗に堪えられず、故にその強力な整頓の下で台湾弊政が摘発されたり、弾劾されたりしたが、台湾弊政の深刻化は一時日本中央政界の議論を動かし、世にさらされてしまった。それゆえ、内藤は《革新雜議（一）官吏淘汰》³⁵という一文に、

「總督府官吏の斗筭の徒多きは、其の汚穢の徒多きよりも患ふべし。……然るに今やかかの諸部長……大抵内地に在りて、屬官小吏たりし者なり。此等一派斗筭の徒は、僅かに攀鱗附翼の力によりて、其の官職を得たる者にして……かの創業期に應すべき材力は、一も存することなし。」

と、その懸念を見せて官吏の淘汰は至急にやらざるを得ない課題であると総督府に呼びかけた。その方法として以下の二案を提供した。

³³ 内藤湖南、〈台湾施政の好望〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 392。

³⁴ 大園市藏、『台湾裏面史』、日本植民地批判社、1936、P. 205。

³⁵ 内藤湖南、〈革新雜議（一）官吏淘汰〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 424-425。

ア、「駿才を招で奇功を収めしめんと欲せしめんには、議者の毎々言ふが若く、其の俸給を裕かにし、寧ろ其の人員に減殺し、其の處務に敏快ならしむるも、亦必要なるべし。」

イ、「繁文縟禮の弊は、宜しく其の長成を杜がざるべからざることを疑はず。……其の委任を専らにし、成功を歲月の後に責めて、齷齪たる小得失を密察せず、以て充分に駿足を展べしめんは、蓋し最も必要とすべし。」

そして、台湾施政の不振によって世論に非難され、上京して台湾の問題を表面化せざるを得なかった乃木総督に対して内藤は彼の上京を、「総督一身の地位状勢に於て、一大轉化を見るのみならずして、實に臺灣經營に対する世人の視聽に於て、亦一大轉化の機会なり」³⁶と好評した。実は乃木総督の上京は確かに台湾に民政局長更迭や官制改正等の重要改革を招いた³⁷。然れども、今回の改革を成し遂げた後、台湾政局その面目の一新と順調な經營が期待できるはずだったのであるが、内藤湖南はかえって、

「然れども吾輩は謂ふ、臺政病弊の大根柢は、決して此等改革を以て満足すべきに非ず、若し臺灣經營の大計より言へば、此等改革は真に枝葉末節に過ぎずと。……一島の經營を完好せんとすれば、其の方鍼の礎定に須たざるを得ず、方鍼已に立ちて、組織の完備、其の功を奏すべく、才能の運用、其の績を底すべし、吾輩が所謂臺灣經營の大根本とは、即ち此の一定の方鍼を指す者にして、其の病弊の大根柢とは即ち此の方鍼の立たざるを謂ふ也。」³⁸

としており、台湾經營問題の核心を明白に指摘した。確かに、日本は台湾領有以来、一定の經營の大方向がなかなか定められず、たとえ欧米列強の前例を参考にしても、植民地主義国家陣營の新人である日本はいまだ模

³⁶ 前掲、〈乃木総督の責任〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 412。

³⁷ 乃木総督は明治三十年六月上京す。八月三十一日拓務省官制を廃止し内閣に台湾事務局を置く。十月一日台湾高等法院長更迭、十二日総督府官制改正公布、陸海軍幕僚と民政財政兩局を置く。十六日曾根民政局長著任す。

³⁸ 前掲、〈台湾施政の革新〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 410。

索しながら台湾を経営していた。しかし、明治三十一年（1898年）に入り、民政長官を引き継いだ後藤新平は新総督児玉源太郎の台湾施政方針声明を差し控え、「台湾統治の方針は無方針」という根本鉄則を示し、台湾の統治方針は無いとした³⁹。その政策の決定はその後の内藤湖南の意見と大きなずれがあった事は、内藤湖南の社説によく見られた台湾総督府政策に対する論難からわかる。

3-2. 地方行政の組織

明治二十九年（1896年）三月初め台湾総督府は地方官官制を創設して三県一庁を配置した。年を越えて明治三十年（1897年）五月、官制を改正して六県三庁と為し、県庁の下にまた辨務署を置いた。内藤は地方行政機関の膨張に対して、仮に各地における設備と経費、そして一定の方針等が全て備うのならば、異議がないと強調したが、現実には地方行政機関の膨張に対応した行政経費がなく、地方行政が空転したままであり続け、これから台湾総督府当局が外観である制度の完備だけを追求し続いたら、如何なる官制の改正、人材の充分を尽くしても徒労に終わるに決まっていると論難した。要するに、内藤湖南は《革新雜議（二）地方行政の組織》⁴⁰という一文に三つの具体策を練った。

ア、「県庁合併」

現行の六県三庁七十八辨務署の制度を三、四県二庁の制度に合併し、澎湖島庁を廃して旧制の島司に復する。そして大きいに冗員を省いて施設の簡素化を主とすべきである。

イ、「辨務署と警察署の合一」

由来自治に放任されつつあった台湾において内地のように精緻な文明的な地方制度を実施したことによってかえって行政の煩累を齎したので、その擬文明的な制度を廃して警察署を辨務署と合併させるべきである。それによって、冗員の淘汰と経費の節約という成果が得られ、近日に患となっ

³⁹ 鶴見祐輔、『正伝・後藤新平-台湾時代』、2005年、P. 38。

⁴⁰ 前掲、〈革新雜議（二）地方行政の組織〉。『内藤湖南全集』第二巻、P. 426-427。

た匪徒が辨務署を襲って官金を奪った等の事件も防ぎ得るようになる。

ウ、「地方権限の拡大」

仮に警察署と辨務署を合併させ、署長の権限の拡大は当然であり、地方における様々な出来事に対する責任を担わせ、保甲制度は勿論、ある程度までは臨機応変に対応した処分も許す。そして、管轄の下にある街庄長の権限を拡大させて当地の治務を負担させることも可能にする。

要するに、内藤の考えでは台湾統治において重要な役割を果たしている警察制度を辨務署との合併によってより厳しく、ややもすれば人を逮捕するような弊を途絶し得て民心を収めなおせると期待する。

3-3. 司法

台湾における地方行政の組織と移民政策を調整する時に、台湾全島の司法制度もそれに応じて改めて整える必要があると内藤湖南は言明した。内藤によると、当時台湾において三級審制度を敷き、十二地方裁判所を開いた司法制度が従来極めて放任された制度の下に立つ台湾人に施されたのが贅沢なことである。故に、居住地域のように司法制度においても内地人と台湾人とのけじめをつける必要がある。内藤湖南は《革新雜議（四）司法制度》⁴¹という一文において司法制度と法律について以下のように建議した。

ア、「司法制度について」

文明施設の地域と旧台湾人の地域では、施される司法制度は区別すべきである。文明的施設の地域の司法制度を中央政府の司法権の下に統属し、一の控訴院を台北に置き、三、四地方裁判所を各県治所在地に置き、そしてそれを内地の町内組合のような「勸解裁判所」の権利を有する者と相互支援させ、専ら内地人並びに内地化した台湾人の訴訟を取り扱う。その他の台湾人の訴訟は、即ち各県、各庁に「聴訟課」を敷き、それを辨務署と相互支援させば宜しい。もし両地域に関連する訴訟であれば、被告人の所

⁴¹ 前掲、〈革新雜議（四）司法制度〉。『内藤湖南全集』第二巻、P. 430-432。

内藤湖南の理想的司法制度

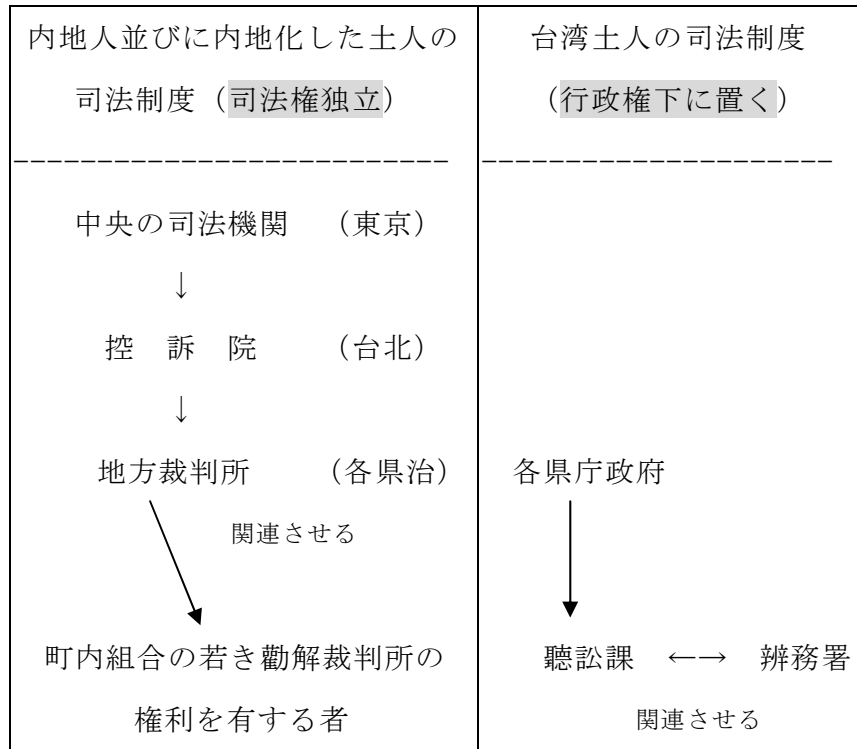


表 4-3-1（作者製）

在地域によってこれを定めるべきである。内藤湖南の理想的な司法制度は表 4-3-1 に詳しい。

イ、「法律について」

文明的施設の地域がその法律は勿論内地と同様に一般法典の恩沢を被るべきである。然れば、その他の地域における法律を暫く不文法として清国の法律の判例を以て取り扱うのが亦極めて時宜に合う。以上のような改革を通して、裁判官が常に欠員であること、三級審制度のため生じた弊害や疑獄等の問題を一掃し得るであろうと内藤は現在の司法制度を批判しながら改革に希望を託した。

3-4. 財政

内藤湖南の目には、台湾統治の大方針の未定は最も至急に解決しなければならないことであるが、それに緊密に関わる財政の改革は更に至急に取り扱わなければならない問題に映った。彼は《曾根新局長を迎ふ》という一文に、

「其の最も難ずる所は、行政の大釐革、方さに焦眉の急に迫れるに在り、夫れ現在の行政は現在の財政と柄鑿相容れず、臺政の大病患は、官吏の腐敗に在らず、土匪の劫掠に在らずして、實に此の大本立たざるに在る也。」⁴²

と、着任したばかりの曾根民政局長に対し台湾統治の困難の原因は財政の問題であると指摘した。内藤によると、台湾は清国以来「海外に孤懸して僻遠新附の土」とされ、民心の騒動を防ぐ為に清国のその他の地方より遥かに税が軽い地方であった。現在、日本の版図に入った直後総督府は民心を安定させるために焦って釐金税や塩税等を廃止したが、それは財政の収支に対する大きな挑戦であり、特に鴉片釐金税の廃止は大きな挑戦である。しかし、総督府は依然として以後決して増税を行わないと訓示した。従って、台湾の財政困難は恐らく益々深刻になり、加えて近頃中央政府の財政は大幅な節減の必要を生じており、それによって台湾歳計の補助も必然的に減少するので、台湾総督府の財政当局は税金対策を改めて立てるべきであると内藤は建議した。

表 4-3-2 を参照に見れば、明治二十九年（1896 年）より明治三十四年（1901 年）に至る六年間における国庫補充金が毎年次第に減少したことがわかる。内藤湖南が台湾に滞在していた明治三十年（1897 年）と明治三十一年（1898 年）、この二年間の国庫補充金の開きは約二百万ほどの差があったゆえ、その台湾財政問題に対する焦りが理解できるであろう。

⁴² 前掲、〈曾根新局長を迎ふ〉。『内藤湖南全集』第二巻、P. 416。

明治 29 年より明治 35 年にかかる
台湾歳入と国庫補充金表

行政組織を縮小すれば費用の節約が可能であると、内藤は既にそれを論述したが、これから徴税の方法を簡便にすれば同様な効果も得るであろうと《革新雜議（五）財政の措画（上）》⁴³という一文で内藤はこのように主張した。

	歳入総額 (万円)	国庫補充金 (万円)
明治 29 年度	271	694
同 30 年度	532	596
同 31 年度	825	398
同 32 年度	1175	300
同 33 年度	1490	260
同 34 年度	1380	238
同 35 年度	1460	245
合計	7133	2731

表 4-3-2 『正伝・後藤新平-台湾時代』、P. 233

「清國時代に在りては、徴税の事は自治体なる下級行政部に委任して、一県数名の官吏は、安坐して其の成功を承受せるを以て、費す所極めて少く……蒙昧茫漠たる臺民の富力に賦課するは、勢ひ暫く舊貫に仍りて、保甲自治體の受負事業に歸し、以て徴税費の減少を圖り、漸次に地籍其他民度富力を調査し了するを待つに若かざる耳。」

要するに、台湾の地籍が詳細になるまで清国時代における旧慣のような徴税方法に沿って実施すればよいが、ただ「領臺三年、其の土人を待つこと、軽々しく賞して又軽々しく罰し、朝に恩を受け、夕に死を賜ふ」そうすると、台湾人は総督府を信用できず、自らその徴税の大任に当たる者が少なくなることになる。従って、「吾輩は街庄社等の自治體に於て、内地所得税徴收法に依するが若き、行事の委員を選定し、任期を限りて、徴税の責任を負はしめ、税額の幾分を以て……其の費用に充つることを許し、

⁴³ 前掲、〈革新雜議（五）財政の措画（上）〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 432-434。

傍ら誣告訛言を信聽することを慎しみ避けて、以て其の反側を安んぜば、庶幾くは其の目的を達することを得んか」とした。以上は内藤が徴税方法について論じたものであるが、ここからその増税の建議について検討してみよう。内藤湖南の増税方針は全て《革新雜議（六）財政の措画（下）》⁴⁴という一文に見られ、又地租、營業税、鴉片税に分けて論じられた。

ア、「地租」

内藤によると、地租に関して「現在総督府の地租収入に鑑みて確かに少ないが、土地の丈量をしないと断然にその税率を増加したら恐らく民心を騒動させるので、先ず土地所有の沿革の跡を精密に調査して地籍を確定した上で、人民に増税の至当であることを自ら認めさせた後に処分すべきである」としている。

イ、「營業税」

内藤によると、營業税の処分に関して最も便利な方法は「吾輩が最も便法と思惟するは、縣廳、辨務署等に於ける委任の権限を擴張し、地方税の徴収を許して、此等官衙の廳費、廳舎建築、道路河川の修築、教育、衛生等の設備に關する費用を支辨せしむることなり」つまり、地方の財政を暫く地方に細分し、各地域が出す税金はその地域内の用途に応じて提供させ、道路橋梁の修整からその他施設に至るまで当地人民の目に映らせた後ならば、必ず民心を得て増税の処分が順調になる。そこまでに至ると、「外は其の交通の便漸やく開くと共に、内は人心の綏服せる比ひ、乃ち徐ろに舊法を變じて、中央集權、財政集中の計を立てんも亦善からずや」の様に、台湾に於ける永続的な統治がうち立てられるであろうと考えられる。

ウ、「鴉片税」

内藤によると、鴉片税の収入は終始日本人が台湾統治の初志とは反するので、それを經常収入に係属させることは宜しく回避すべきであり、そしてそれを全島の衛生工事等の費用に当てるのは比較的適切だと思われる。

ここまで見ると、内藤湖南の財政改革にはその基本原則があり、それは

⁴⁴ 前掲、〈革新雜議（六）財政の措画（下）〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 434-436。

即ち、如何なる増税の処分を行ってもできるだけ人民の負担にならないように、という最低限を守るべきということである。

3-5. 交通

後藤新平は明治三十五年（1902年）に提出した台湾経営第二期意見書に「台湾統治ハ所謂三大事業、縦貫鉄道、築港、土地調査ト、三大専売法、阿片専売、樟腦専売、食塩専売トノ上ニ建立セラル居レリ」⁴⁵と明言した。三大事業の前二項は即ち交通機関の建設であったが、内藤湖南はその五年前の明治三十年（1897年）八月に既に交通機関の拡大こそ最も急務であると注意したことがある。《交通機関拡大の急務》⁴⁶という一文に内藤湖南は台湾の交通問題について優れた見解を書いた。彼によると、台湾は「一衣帯水を隔て、而して支那内地と相對す、輕舸の能く風を候して往來自在なる所なり、故に其の西面せる口岸、大小相屬せる者……盡く大陸と相關係せざることなし、故に其の生理の状態や、恰かも水母の若き初等動物の其の周邊より營養を取るに類し」つまり、台湾は清国の統治下においてまるで初等動物のように中国に依存して命を維持していた。しかし、台湾は既に日本の領土となり、以前のように大陸内地と密切に関連していくことが非常に不適切であり、今は台湾に純然として高等動物のように一般の機関を備えさせる手頃な時機であると言い切った。従って、

ア、「築港」

内藤によると、築港について「若し基隆、打狗の築港成りて、重要なる物産、皆島内の口岸よりして直ちに輸出するを得、重要なる需要品も又皆由りて輸入するを得せしめば、其の大陸の關係、忽ちにして疎なるを困しまざるに至るべく。」要するに、基隆と打狗両港の構築により、神戸から僅か四日間で基隆に到着でき、また日本と台湾の連携を更に深めさせるほか、要地に位置している台湾の経営に関する独立した機制も確立できるようになる。

⁴⁵ 鶴見祐輔、『正伝・後藤新平-台湾時代』、2005、P. 239-240。

⁴⁶ 内藤湖南、〈交通機関拡大の急務〉。『内藤湖南全集』第二巻、P. 397-400。

イ、「鉄道」

それでは、港が備えてあり、上陸後の島内における交通も欠けてはいけない。当時日本が台湾全島を占領して上陸第一歩驚愕の目をみはったのは交通機関がほとんどなかったことである。極言すれば、当時の台湾には道路は一つもないと言ってよかつた⁴⁷。故に、「夫れ南北縦貫鐵道の臺灣に必要なるは、吾輩嘗て已に道ひ及ぶ者あり、是れ其の獨立生理の爲めに、最も缺くべからざる所とす、苟くも獨立の生理を營むに足らざらしめば、臺灣の領有は、毫末も本國に益なき也。殖産興業の計畫、此に由るに非ずんば、以て其の發達を望むべからざる……」と、内藤は南北縦貫鐵道の重要性を明らかに示した。

それでも、収支のアンバランスに陥っている台湾総督府は力及ばず交通機関の拡大が手詰まりの状態になったが、内藤はその問題について、「吾輩はかの繁密なる行政を交通不便の地に施して、其の煩冗を増益せんよりは、寧ろ其の費途を以て道路修築の土木事業に移し、而して速かに交通機關の流利を圖るの極めて得計たるを信ずるなり」と建議し、「官舎廳治の不便、總督府の官吏にして能く之を忍べば、則ち猶ほ緩うすべき也、道路の若きは、獨り内地人の遷來を杜ぐとするのみならず、亦臺灣全島の施政をして、其の統一に不便に、又其の興利貿易の向ふ所をして、永へに對岸大陸との關涉を絶つこと能はざらしむの不得策あり」と、その利害關係を説明しながら総督府当局を説得しようとした。しかし、明治三十一年(1898年)までに入っても、交通機関の拡大に関する事業がいまだ何も動いていないし、日本の植民大業である移民と殖産興業の行き先もいまだ見つけていなかった。

内藤湖南は自ら台湾統治の不便を経歴したゆえ、苦心に苦心を重ねて台湾統治における財源の開拓と支出の節約を唱えたことで、その日本の台湾統治に対する焦りがわかるであろう。

⁴⁷ 鶴見祐輔、『正伝・後藤新平-台湾時代』、2005、P. 281。

3-6. 治安

内藤湖南が台湾にきたのは台湾が日本領となってから僅か二年間しか経っていない明治三十年（1897年）である。その時の台湾において彼は戦火の脅威に身をさらし、台湾の平定を誰よりも望み、動乱の鎮圧と台湾の平定に関して《革新雜議（七） 剿匪撫蕃の方略》⁴⁸という一文にいくつかの良策を出した。内藤によると、現在反乱している者は「市井の無頼、烏合の徒に過ぎず。」そして「本邦民籍に入るの利は、現に對岸大陸の人民すら、往々之を認むれば、其の生命財産を賭して、國事の犯罪を行ふことは、寧ろ必無の事に屬すと斷ずべし」つまり、本意で反抗する者はいないと言えるが、「かの怨恨を招くは毎々土匪討伐の際、若くは憲兵警官が、誤て良民を横殺し、逮捕する等に因するが若くなれば、此弊にして減ぜば、民心の綏服を得んこと、益々多望なるべし」

従って、内藤は匪賊の討伐についてこのように建議した。

- ア、「地元の自衛団体に武器を付与して討伐の任務を託するが、日本鎮圧軍の力より大きくないように抑える。また、島内の守備軍と警察憲兵を島内の交通要地或いは辨務署に集中させ、地元の自衛団体と相互に支援しあう。」
- イ、「守備軍の討伐が多く兵士を損失しただけではなく、匪賊を消滅せずにかえってその勢力を増加させたので、ややもすれば日々に起りえる匪賊の動きについては、その偵察と討伐を村落の保甲に責任を負わせることが最適である。」
- ウ、「守備軍の兵力を減少して之を台湾沿岸守備の経費にする。現在の台湾沿岸の警備艦は数が少なく、しかも常に使用する組織ではないが、若し七、八隻の商船を得て、これによって対岸航路を拡張させると共に、沿岸の守備も委任させれば、その商業の発展と全島の治安において顕著な効果を得るだろうことは決して架空の想像ではない。」

⁴⁸ 前掲、〈革新雜議（七） 剿匪撫蕃の方略〉。『内藤湖南全集』第二卷、P. 436-438。

エ、「撫蕃策については、清国以来実施してきた屯田制度がその効果を最も顕著にあらわし、樟脳業の発達は即ちその実例である。従って、蕃人に対しては懐柔して威圧しない方略を取るのは良民の生命財産を顧慮しないことになる。」

以上の建議を見ると、内藤の討伐方略の核心は即ち台湾人を以て台湾人の反乱を討伐させることであると明らかになる。また、内藤は対岸である中国からの影響力を警戒しており、「對岸の消息を悉知するに非ざれば、匪徒出沒の禁壓と、其使用する凶器の取締と、皆完全なるを得べからず、吾輩は此策にして十分の効果を奏せば、守備の旅團兵を減ずるも、猶ほ以て治安を保持すべく」と、福沢諭吉と同じ様な考え方を持っていると思われる。

第四節 小結

年少の時に受けた政教社の影響で内藤湖南には既に民族主義思想が芽生えてきた。十九世紀八十年代の末期に内藤は当時流行っていた脱亜論に反論したため、文化的民族主義者として知られ、それから日清戦争をその中国研究の発端として中国文化を中心とする東洋文化の研究に巻き込まれた。しかし、その文化的民族主義が戦勝の雰囲気にも包まれたことによって終に文化的拡張主義となってしまった。台湾の植民地政策に対する建言に限って見ると、内藤湖南は積極的に日本の植民主義を支え、日本文化を基礎としてアジアを欧米列強の蹂躪から救おうとする信念を持ちながら台湾に来たわけである。つまり、内藤湖南は大きな抱負を持って台湾に赴任したが、その抱負はいわば文明宣布の使命である。言い換えれば、日本の台湾植民という行為を文明の宣布という使命に嵌られ、しかも歴史の角度からその使命は天運であると説得し、日清戦争と台湾の植民地統治を正当化しようとする意図を見せた。だが、重要な使命を担う日本人は瘴癘の地と見られる台湾に来た後、決して台湾人のために日本並びに日本人の利益を犠牲に

してはならないと明白に言及し、直ちに台湾人に文明を浴びさせることを激烈に批判した。恐らく内藤湖南が自ら台湾の風土を経験したことがあったゆえ、台湾の居住環境と中国の旧慣に非常に堪えられず、台湾人を日本人と同じような文明施設を共用させるのは恐らく日本人の利益或いは権利を損なうになると考えたためこの様な主張をしたのだと考えられる。《変通なき一視同仁説》という一文からは明白に内藤湖南がどの様に台湾人を評価していたかを見抜ける。

「夫れ三百萬の土人業に帝國の民籍に入れば、其の同胞を以て之を視ざるべからざること、孰れか之を知らざらん、然れども時情あり、理勢あり、之を愛するの故を以て先づ之を嚴飭せざる若き舐犢の愛は、思慮ある政治家が其の國民を愛するの道にあらず。」⁴⁹

つまり、内藤湖南は「台湾人を同胞と見なすべき」ということを明らかに表したが、台湾人を同胞として取り扱うことは現段階ではまだ十分ではないと言明した。従って、台湾植民地に統治体制を打ち立てることにおいて、内藤は文明程度の高低によって行政、司法、更に日常の暮らしまでに全般的に文明のけじめをつけことを見せたが、それは福沢諭吉のように人種によって差別をすることと明らかに違う。

しかしながら、所謂文明の宣布ということは、即ち劣等種族を教化したり、文明を被らせたりすることであり、日本側にとっては早ければ早いほど台湾人を日本人と同じレベルの文明に達成させるという使命を完成した方がいいと思われるが、もし内藤湖南の主張通り台湾植民地統治を文明と非文明に分けて行うとしたら、台湾人を文明に感化し、同化させること等は無理ではないかと考えられる。また、同化政策と言え、植民地における住民の教育問題は必然的その核心なるはずであるが、内藤湖南はただ住民の旧慣の改正にのみ触れ、教育政策に対して全く描いていなかった。加えて、台湾原住民の事情に関しては、ただどの様に蕃界の資源を開発しながら蕃人の襲いを防ぐかという点に関する建言だけを見せたゆえ、内藤湖

⁴⁹ 前掲、〈変通なき一視同仁〉。『内藤湖南全集』第二巻、P. 394。

南は結局その文化的民族主義を実現しようとするために台湾に来て積極的に日本の利益を保ったのではないかと考えられる。

つまり、内藤は文化的民族主義者として命の限り日本の殖民主義の発展を支え、台湾の植民地経営に大きな期待を持っていたことは確実である。それでも、内藤は明治三十一年（1898年）一月に日本へ友人の見舞いに行き、日本に滞在していた間に、日本政府において部分的な官員が台湾の施政を軽視したことと、新聞に掲載した台湾の補助金経費に関する議題には謬見が多くあったことが内藤を大変怒らせ、加えて台湾施政の改革がうまくなかったがゆえ、内藤はとうとう日本に帰る寸前に「臺灣といふ處あまりなつかしき處にはなけれど」⁵⁰とため息をついた。内藤は日本に帰った後すぐに万朝報に入り、台湾植民地の経営に注目し続けていたことから彼のその様な国家使命感の強さがわかるであろう。

⁵⁰ 前掲、〈哭笑小牘〉。『内藤湖南全集』第二巻、P. 483。